



感染症拡大防止のため、詳細はお電話などでお問い合わせください。

### ◆生活困窮者住居確保給付金事業

☎ 社会福祉課 ☎(55)7115

- 目的：**住宅費の支給をするとともに、就労支援などを実施し、住宅および就労の機会の確保を図る。
- 内容：**離職者などであって、就労能力および就労意欲のある方のうち、経済的に困窮し住居喪失のおそれがある方へ住居費の支給を行います。
- 対象：**経済的に困窮し、住居の喪失または喪失のおそれのある方
- 支給額：**家賃相当額(上限あり)を原則3か月(最大9か月)

### ◆学校保健特別対策事業

☎ 学校教育課 ☎(55)7136

- 目的：**学校の新しい生活様式に則し、感染症対策として十分に換気しやすい環境を整え、子ども達の学校生活と学習を保障する。
- 内容：**学校における新型コロナウイルス感染症対策の一環として、教室などの窓を開けて換気を行う際、虫などの侵入による授業の妨げや給食への混入を防ぐため、学校保健特別対策事業費補助金を活用して、網戸を購入設置します。
- 対象：**市立小中学校



### ◆小中学校給食費無償化事業

☎ 学校教育課 ☎(55)7136

- 目的：**新型コロナウイルス感染症対策における市民生活の維持、回復のための支援策の一つとして、子育て世代の負担軽減を目的とする。
- 内容：**
  - ・新型コロナウイルス感染症対策の支援として行っている給食費無償化の期間(給食再開後6か月間)を令和3年3月まで延長します。
  - ・給食費無償化の対象とならない児童・生徒に対して、無償化期間の給食費相当額の支援金を引き続き支給します。

## 新生児子育て応援給付金支給の対象期間を延長します

新型コロナウイルスによる影響に対する生活支援策として支給している「新生児子育て応援給付金」の対象期間を延長します。

- 対象：**令和2年4月28日から12月31日まで  
令和3年1月1日から3月31日まで(延長分)  
上記期間に生まれた新生児の保護者  
ただし、令和2年4月28日から誕生日まで継続して市内に母親の住所があること。



- 支給額：**新生児1人当たり10万円
- 申請方法：**申請が必要です。出生届出時に申請をご案内します。  
既に出生届を出された方には、申請書を送付しますので提出してください。

☎ 子育て支援課 ☎(55)7118